

## あとがき

抵抗と統合——この言葉が台湾の歴史を最も端的に表すものとして一般化していると言ってよいであろう。日本統治時代における台湾民衆と総督府支配との関係、本省人と戦後の国民党支配との関係、民進党と戒厳令解除後の国民党支配との関係、あるいは台湾と中華人民共和国との関係もこの範疇に入れてよいかもしれない。政治的意見表明の自由を中心として見れば、たしかにこのような分析軸によって台湾の歴史を語ることになるであろう。しかし、実際に台湾の人々と接してみると、果たしてこのような分析軸が妥当であるのかどうか、疑問を感じずにはいられない。

1996（平成8）年、1年間の長期滞在研究の機会を得て初めて台湾の土を踏んだ私に対して、台湾の人々はあまりにも優しかった。日本統治時代の末期に生まれ、あるいは少年時代を過ごした年配の人々は、国民党支配下の抑圧時期に対する嫌悪感もあるのであろうが、日本統治時代について肯定的な評価をするのがほとんどであった。台湾の人々を親日的と見る多くの旅行者や駐在員の印象もこのようなものであろう。いったいこれはどうしたことであろうか。抵抗と統合という歴史観で台湾を見ることは、植民地史観の1つの帰結ではあるが、そこに生きる人々の生の歴史観と乖離しているのではないか。このような思いを強くして、在外研究を終えた。

その後、2003（平成15）年に再度1年間の長期滞在の機会を得、台湾の人々の生活の中に根ざして歴史を見てみたいという思いから、あえて日本人のほとんど住まない台北県蘆洲市に住んでみた。そこには、洗練されつつある大都会台北とはまた違う生活文化があった。かつて身を置いた台北市内の大学を中心として見てきた台湾は、民主主義や法治主義といった西洋近代の価値観を中心として展開される社会であり、その理想との偏差が語られる社会であった。ところが、台湾の下町とも言うべき蘆洲に暮らす人々は、そのような価値観に一定の理解を示しつつも、地縁・血縁を中心とした独自の生活文化を築いているように思われた。台北市内ではほとんど見かけなくなった路地を封鎖しての冠

婚葬祭が今も普通のこととして行われ、地縁・血縁を中心とする社会的連帶がその社会の秩序を形成する大きな要因となっていた。このように今も現実に存在している伝統的なこの社会に固有の社会的連帶形成要素が日本統治下においてどのように日本人の目に映り、どのように取り扱われていったのか、それは近代的統治秩序とどのような関係に置かれたのか。このようなことを知りたいと思い、血縁の紐帶の典型とも言うべき祭祀公業の法的側面に関する研究から台湾研究に入っていった。

下町に暮らす人々からは、実に多くの教示を得、実際にいくつもの祭祀公業の関係者に話をうかがうこともできたし、祭祀公業をめぐる多様な紛争の実態に接することもできた。伝統的な社会的連帶の方式の1つとでも言うべきものを中心軸に置いて台湾の歴史を見てみると、そこには抵抗と統合という図式とは異なり、生存の場をいかにして維持していくかという観点が現れてくる。すなわち、国家という近代的図式の中に生存の場を見出すのか、それとも国家とは距離を置いたところに生存の場を見出すのかという問題がこれである。「國家なき社会の共存原理」という近代法学にはなじまない課題を設定してトヨタ財団から研究助成金をいただいた折に構想していたのはこのようなことであった。

ところで、このような観点から研究を進めて行くうちに日本統治時代から現代に至る台湾の国家秩序の重要な要素である法に関する鳥瞰図が容易に手に入らないことに気づいた。日本近代法史の研究者にとっては、台湾の法史の研究にまでなかなか手が回らないようであり、他方台湾法の専門家もあまりいないようである。このような学界状況にあっては、まず鳥瞰図の作成が必要であろう。幸いにも法律文化社の理解を得て、その作業に取り掛かることになった。できる限り抵抗と統合という植民地史観から自由に、特定の価値評価を交えず叙述することを基本方針としたが、筆者自身がいまだ独自の歴史観を確立し得ていないこともあり、それに成功したとは言い難い。しかし、現時点では、このような鳥瞰図でもそれなりの役割は果たし得たものと思う。

本書では、学生諸君が容易に接することのできるようにとの考え方から、いわゆる注は一切付さなかった。まずは関心を持ってもらうことが重要であり、研

究の一助となるのはそれからでもよいであろうと判断したからである。本書の大部分は、新たに書き起こしたもの、あるいはかつて書いたものを基礎として書き起こしたものであるが、第2部第3章「戦後台湾における祭祀公業の変遷」は『アジアの経済発展と伝統文化の変容』(東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2007年)、第3部第1章「台湾における罪觀念——『玉歎鈔伝』の描く罪とその予防——」は『法学新報』(中央大学法学会) 第113卷11・12号(2007年)、同第2章「法文化と食文化」は『東洋』(東洋大学通信教育部) 第37卷10号(2000年)に発表したものを基礎として、若干の手直しを加えたものである。ただし、本書の性格上注は削除した。

本書の成るについては、さまざまな形で現地調査の機会を提供していただいた関係諸機関にお礼を申し上げなければならない。とりわけ台湾に現存する日本統治時代の判決原本の撮影に便宜を図っていただいたトヨタ財団、筆者の関心を文化研究の地平にまで拡げていただいた私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア(採択課題: 東アジア・東南アジア諸国に見る経済発展と都市化による伝統文化の変容——大都市・地方都市・農村の比較——)の関係諸氏には多大なご援助をいただいた。ここに衷心より御礼申し上げたい。また、出版に当たっては、生来怠惰な上に、学部運営に労力を割かざるを得なくなつた筆者を励まし続けていただいた法律文化社の畠光氏に筆舌に尽くしがたいほどお世話になった。末筆ではあるが、深甚の謝意を表したい。

2009(平成21)年5月11日

東洋大学法学部研究室にて

後藤武秀